



2023年2月24日

各位

会社名 兼松サステック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小泉 浩一  
(コード番号 7961 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役本社部門統轄 酒井 泰治  
(電話番号 03-6631-6600)

(変更)「支配株主である兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

兼松株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2023年1月30日より開始しておりますが、公開買付者が、2023年1月27日付当社プレスリリース「支配株主である兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」(以下「2023年1月27日付プレスリリース」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載しておりました臨時株主総会の開催予定時期について、2023年5月中旬から2023年5月上旬に変更し、また、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを当社に対して要請し、当社がこの要請を了承したことに伴い、2023年1月27日付プレスリリースの内容について変更すべき事項が生じたので、下記のとおり変更いたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

##### ② 株式併合

(変更前)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、2023年1月27日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2023年5月中旬を予定しているとのことです。

<後略>

(変更後)

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の

定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。また、2023年1月27日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2023年5月中旬を予定しているとのことでしたが、2023年2月22日時点において、2023年5月上旬の予定としたとのことです。これは、公開買付者が、本公開買付けの決済完了後速やかにスクイーズアウト手続を完了させるため、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考え、2023年2月22日に、当初公開買付者及び当社が想定していた本臨時株主総会の開催時期を2023年5月中旬から2023年5月上旬に変更することを当社に対して要請し、同日、当社の了承を得て変更に至ったものとのことです。また、本臨時株主総会を2023年5月上旬に開催する場合に備えて、公開買付者は、2023年2月22日に、当社に対して、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請し、同日、当社はこの要請を了承いたしました。

<後略>

以上

（参考）「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「兼松サステック株式会社株式（証券コード7961）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」（別添）



2023年2月24日

各位

会社名 兼松株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮部 佳也  
(コード番号 8020 東証プライム)  
問合せ先 広報・IR室長 坂本 和美  
(電話番号 03-6747-5000)

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「兼松サステック株式会社株式(証券コード7961)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

兼松株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、兼松サステック株式会社(証券コード:7961、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象とする金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2023年1月30日より開始しておりますが、2023年1月27日に公表した「兼松サステック株式会社株式(証券コード7961)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「2023年1月27日付けプレスリリース」といいます。)の「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載しておりました本臨時株主総会の開催予定時期について、2023年5月中旬から2023年5月上旬に変更し、また、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを対象者に対して要請し、対象者の了承を得たことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本件公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2023年1月27日付けプレスリリースの内容について訂正すべき事項が生じたので、以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

<前略>

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2023年5月中旬を予定しています。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り

捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

## ② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2023年5月中旬を予定していましたが、2023年2月22日時点において、2023年5月上旬の予定としました。これは、公開買付者が、本公開買付けの決済完了後速やかにスクイーズアウト手続を完了させるため、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考え、2023年2月22日に、当初公開買付者及び対象者が想定していた本臨時株主総会の開催時期を2023年5月中旬から2023年5月上旬に変更することを対象者に対して要請し、同日、対象者の了承を得て変更に至ったものです。また、本臨時株主総会を2023年5月上旬に開催する場合に備えて、公開買付者は、2023年2月22日に、対象者に対して、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請し、同日、対象者の了承を得ました。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格につ

いては、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

<後略>

以上